

支那事変勃発前後における英霊公葬問題

藤田大誠

一 はじめに

本稿で主題とするのは、戦歿者慰霊・追悼・顕彰儀礼としての「公葬」形式をめぐる問題である。当該問題は「英霊公葬問題」と呼ばれ、神社界をはじめ、教派神道や在野民族派の関連諸団体が展開した、戦歿者つまり「英霊」（忠霊）の公葬は「国礼国式」である「神式」に統一すべきだといふ「英霊公葬運動」（英霊公葬神式統一運動・忠霊神葬運動）と、かかる動きに猛反発した仏教関係者・僧侶らとの「神仏抗争」をも含む一連の問題を指す。

本稿では、これまで詳細な検討がなされて来なかつた、昭和十二年の支那事変勃発前後における「公葬問題」に焦点を当てて、戦歿者慰霊・追悼・顕彰の儀礼形式の在り方について再検討したいと考へる。

二 神社界における昭和九年の二大問題

昭和九年頃の神社を取り巻く社会状況は、三月六日、全国神職会主催の第一回神職講習会において行はれた、内務省神社局長の石田馨による「時局と神社」と題する課外講義の内容から窺へる。⁽²⁾ここで石田は、「神社に対する崇敬の熱は相当高く且つ深く進みつゝ、あるのではないかといふ観察」を持つてゐることを述べ、その「第一の原因は非常時局の影響」、「第二段の原因は日本精神が高揚されて来たといふこと」と指摘してゐる。⁽³⁾

かかる状況下、同年六月五日に東郷元帥神式国葬が行はれ、明治十五年一月二十四日の内務省達乙第七号で官国幣社神職は葬儀が禁止されてゐるにも拘らず、官幣大社明治神宮宮司有馬良橘が葬儀委員長に就任したことが主に神社界において問題視され、この神職葬儀不関与達の撤廃が訴

へられた（昭和九年六月三日付の今泉定助・葦津耕次郎「進言」が発端⁽⁴⁾）。これ以前から全国の神職は、昭和九年四、五月に開かれた北陸・中国・中部の各神職聯合総会（聯合神職会）において次々と議案に挙げられてゐたやうに、「国礼国式」の公葬を求める動きを活発化させてゐたが、「有馬葬儀委員長問題」以降、九月の樺太北海道・東北の神職聯合総会では、より具体的に神職葬儀不関与達の撤廃が議案とされてゐる⁽⁵⁾。

なほ、同年十月には、在野の神道人である社寺工務所の葦津耕次郎と財団法人協調会常務理事吉田茂（この後すぐに内閣書記官長となる）の提唱による仏僧の靖國神社正式参拝問題が神社界や仏教界の間で大きな話題となつた⁽⁶⁾。

当該問題については、夙に赤澤史朗が「神仏融合」を指す葦津耕次郎とそれに反対する靖國神社宮司賀茂百樹ら「神社界主流」との先鋭な対立構図を描いてゐる⁽⁷⁾。

しかし、そもそも葦津は、「神社と仏教の混合」を意味するものではないと断りを入れてをり、この場合の「神仏融合」はあくまで両者の「持分」を踏まへ、相補ふ協力関係の意であつて、明治維新前の「神仏習合」状態を礼賛するものでは無かつたし、他方、賀茂の談話も「国式国礼」の祭祀によるべき靖國神社では仏教儀式としての「回向」や「供養」などは許されないとしつつ、「回向とか供養と

か、新聞紙上に称するものは、僧侶のなすことであるから、僧侶が恭敬の意を身相に現はせる礼拝を回向と云ひ、仏徒が神前にお供へすることを供養と称するまでで、左程深い意味、内容あること、は思はれない」として、吉田・葦津ともに「最も懇意な人」であり、「両氏の考へも私と異なることはないと思つてゐる」と冷静に対応してゐる⁽⁸⁾。つまり、当初靖國神社の神前で「仏教様式の祭典」や「仏式供養」を実行すると「中外日報」が報じ、葦津が神社界の覚醒を促すために強烈な表現（「猿芝居」「乞食」）を用ゐたこともあつて、激越な調子で反発する向きもあつたことは確かだが、葦津が「仏式供養の実行」（『中外日報』十月二十一日付掲載の挨拶）から「仏教僧侶の正式参拝」（『皇国時報』十一月十一日付掲載「私の信仰と希望」）へと意見を変へたのではなく（即ち賀茂との対立ではなく、そもそも初めからあつた『中外日報』などの報道と葦津の意図との間のズレが、神社界で大きな軋轢を生む要因となつた可能性もある。この問題について詳細な検討を行つた西矢貴文は、葦津は当初から文字通りの「仏式供養」を意図してゐたのではなく、仏僧の「正式参拝」による拝礼を計画してゐたものと考へられ、それが「回向」や「供養」の表現になつたのではないかと論じてゐる⁽⁹⁾。ともあれ、この問題も、戦敗者慰霊・追悼・顕彰の儀礼形式に係はるものであつた。

三 皇典講究所・全国神職会による通牒

昭和十年から十二年にかけて、地方神職団体からは度々、全国神職会に対し、「国礼国式」による戦死者公葬や慰霊祭の実施や規定化を目指してその筋に建議すべきことが求められ、全国神職会評議員会で幾度も可決された。⁽¹⁰⁾

同十二年七月七日の「盧溝橋事件」に端を発した「北支事変」は、華北から上海附近へと戦火が拡大するに伴ひ、九月二日には「支那事変」へと改められ、宣戦布告無き全面「戦争」と化して行つた。かかる動きと並行して国内では、同年八月二十四日に「国民精神総動員実施要綱」が閣議決定され、今次事変の難局を打開するための「国民精神総動員運動」も開始された。七月十一日の「北支事変に関する政府の声明」を受けた全国神職会では、全国一斉に行はれるべき各神社祈願祭執行の急に応ぜんがため、差し当たつて「国威宣揚皇軍健勝祈願祭詞」を配布し、それをもとに全国各地の神社や神職会では祈願祭が執り行はれたが、七月三十日には、内務省神社局も全国各神社が事変に対しそれぞれ適切なる方途を講ずるやうに「北支事変に関する件依命通牒」を各地方長官宛に発した。⁽¹¹⁾

『皇国時報』第六四五号で洪川生（洪川梧六）は、「神職団体は国家の宗祀に従事してゐる神官神職の団体であるか

ら、事変に対してもその職能にふさはしき使命が第一義であらねばならぬ。例へば氏子中応召軍人の家族の扶助教育や、戦死者の慰霊祭執行等は消極的ながら最も適当な任務である」と記したが、他方、入江生（入江晃）は、北支戦線の第一線における僧侶の目覚ましい活躍を踏まへ、「坊さんと進むべき途は勿論異なるが、顧みてもの足らぬ寂しさはある。殊に去る十七日北支事変殉難将士二百九十八柱の合同慰霊祭が天津に於いて我が駐屯軍の主催により仏式で執行されたことに一層その感を深くした」と述べてゐる。⁽¹²⁾

さらに同誌次号で洪川生は、神職葬儀不関与達について、「筆者の見解では神職が教導職としての葬儀取扱を禁じたもので、神職が宗教的儀式に依るのでなく、国家的儀礼として葬儀に関与することは、何等差支へがないと信ずる」が、当局の方針として官国幣社神職の慰霊祭奉仕は差し支へないが葬儀は禁ずると解するのが常識となつてをり、また、戦死者公葬に対する神職の関与問題は「久しい懸案」であるものの、「僧侶が戦地の第一線で戦死者のお弔ひに活躍してゐるのと比較して、神職は何をしてゐるのかと、憤慨する素人があるかも知れないが、以上のやうな次第で神職にはお弔ひが禁物の建前になつてゐるのみならず、府県社以下の神職と雖も本務を打放つて簡単に出掛けられる筈の者ではない。即ち軍属祭官説の出現する所以である」

そして「靖國神社に合祀せらるべき戦死者の葬儀は是非国礼国式であるべきだが之は国家が制度上考慮すべき事柄である。神職団体は申迄もなく葬儀屋でもなく布教団体でもないから、左様の設備や施設に対しては何等の用意のないのが当然である」と匙を投げるかの如き記述をなしてゐる。⁽¹³⁾

つまり、この事変において神社神職に出来る協力は、戦地に赴ける仏僧と比較しても少なく、祈願祭執行や献金、慰問文や神札の送付程度の「銃後活動」であつたが、茨城県村社別雷皇太神社掌小室徳は、市町村における公葬が戦死者の家の宗旨に従つて仏葬や基督葬で行はれてゐる現状について、「一理あることではあるが、苟しくも国家の爲めに殉じ、公の葬儀を以てこれを行ふ場合には、我皇祖皇宗の示し給へる神葬を以て行ふが当然ではあるまいか」と述べ、「内務省及全国神職会は単に祈願をしろの、神札を有効に用ひよなど通牒を發すると共に、地方官庁に向つて戦死者の葬儀は神式を以て行へ」と訓示を發して貰ひたい。地方にはそれ〴〵神職会がある。神職会はこれを引受けて、各神職は無報酬で勤めることに願ひたい」と提案した。⁽¹⁴⁾

内務省神社局は、神職に先の如き「銃後活動の強化徹底」を求めざるばかりで、かかる民社神職の希望に應へることとは一向に無かつたが、皇典講究所並びに全国神職会は同年九月、支那事変における「殉国の英霊に対する弔祭方法

が我が国体の本義に則り皇室喪儀令の趣旨に倣ひ国礼国式たる神式に依りて厳修せらるべきものなるに拘らず、従来往々これが徹底を欠き、英霊に対する公葬並に慰霊等の祭儀が国礼国式たる神式に依つて厳修せられざる場合の多々あるを遺憾とし此際この趣旨の徹底強化を図り、国民をして国礼国式によりて人生最終の大札を全うせしむべく、先般来同所並に同会関係者参集の上数回に亙りて協議を重ね、内務当局とも打合の結果、地方長官及び軍部関係方面に「通牒（其の一）」、各府県の皇典講究分所長・神職会長宛に「通牒（其の二）」を發送するとともに、調査作成した葬場祭並びに慰霊祭の祭式次第案、祭詞案、誄詞例文を發表した。⁽¹⁶⁾ その「通牒（其の二）」は次の如くであつた。

謹啓 愈御清祥之段奉慶賀候

陳者今次の支那事変は逐次拡大し皇軍將兵の戦歿者多数に上り候事痛恨至極に御座候併しながら我が殉国の英霊は畏くも優渥なる聖旨によりやがて神格に進められ靖國神社の御祭神として永久に祭祀せらるべき最高至上の榮譽を担ふべきものに有之随つて此等神格に列せらるべき英霊を弔慰する公葬並に慰霊等の祭儀は我が国体の由つて来るところに鑑み皇室喪儀令の定め給ふ処に倣ひ皇国古来の国礼国式たる神式に依つて厳修せらるべきを適當なりと思料致候然るに地方にありて

は往々是等の祭儀に精通するものなく又齋主齋員其人を得ること困難なる場合も有之哉に承知致し候が一般神職は日夕神明に奉仕し這般の凶札には携はらざる立前に候へ共現今の制度にては府県社以下の神職に限り当分の間従前の例に依り葬儀に干与するを妨げざる儀にも候へば所在府県郷村社神職の協力により適宜（或は神職に於て祭儀を担当し或は軍人又は然るべき仁齋主の任に当り神職之を補佐する等）葬祭を執行候様相成候は、国民をして国礼国式によりて人生最終の大礼を全うせしむるを得べしと存じ候 敬具

追而葬儀次第書、祭詞、誄詞例文、服装、設備例等御参考迄に同封致候

昭和十二年九月

皇典講究所長

侯爵

佐々木行忠

全国神職会長

水野鍊太郎

四 通牒に対する仏教界の組織的反駁

具体的な祭式次第・祭詞などを提示して神式公葬の厳修を求める神社界の動きに対し、仏教界も敏感に反応した。『中外日報』は、神社界にとつて「画期的な計画（立案）」であり、さらには実際には法令では無いにも拘らず「戦歿者葬儀令」などとやや大げさに報道したが、西本願寺司教

の中澤見明は、かかる動向を「権勢の背景を利用して自己の職業拡張を計らんと」する全国神職会・皇典講究所の人々による神式葬儀の「強要」だと痛烈に批判した上で、「近世一部の人々及び神職等の間に行はれて居る所謂神式葬儀なるものは、我国古来の国式国礼ではなく、近世に於ける排仏家、神職等によつて発案せられたもので、葬儀としては最も新しい儀式である」と見做し、「寧ろ仏式に行ふ事こそ古来の国式国礼」で「古くから神は死人の触穢を嫌ふもの」であるから、上代葬儀は神祇祭祀の形式に類似したところは無いと断言し、「戦歿勇士の日来の信仰又はその遺族の意に副ふやうな公葬を行ふことが弔慰の誠を致すところの国民の本分であらうと思ふ」と主張した¹⁸。

その他、葬送といふ「専売特許」¹⁹を脅かされ、この通牒に対する警戒心を崩さない仏教界の組織的反対運動が『中外日報』紙上から見出せるが、その成果か、各地方公共団体が率先して神式公葬に転じたやうには見えない²⁰。

なほこの時期、國學院大學教授佐伯有義は、「元來葬儀は宗教的儀礼ではなく、国礼国式を以て行ふのが当然」であり、「皇室に於かせられては、宗教に超越して其の儀式を定められ、国葬も同じく宗教を超越して制定せられを」²¹ことから、公葬は国葬令に準拠すべきだと主張した。また、全国神職会は同年十月九日、①地方神職団体が主催

で戦歿将兵の慰霊祭を執行する場合、真榊奉獻や全国神職会長弔詞を贈ること、②師団管下全部に互る慰霊祭には全国神職会より斎主を派遣すること、③上記二つの場合、なるべく全国神職会と地方神職会の共催として執行することについて、各地方神職会長宛通牒を發した。⁽²²⁾ それでも、「国礼国式」の公葬についての制度化が実現したり、実質的な強制力が発動された訳では無かつた。十月二十二日には、関東一府七県神職団体聯合会にて、「戦病歿者ノ葬儀及慰霊祭ヲ国礼国式ニ則リ執行スル様努力スルコト」が決議され、十月二十九日の東北聯合神職会總會でも満洲事變または支那事變における公葬がしばしば仏式のみで行はれてゐることは「我が国式上公葬に戻り且つ神祇奉齋上遺憾」であるため、公葬または原隊での葬儀執行の際は「国礼国式を主体となすことを即時断行する様」全国神職会を通じてその筋に建議せられたといふ提出事項が出されてゐる。⁽²³⁾

しかし同年十月一日、皇典講究所・全国神職会の通牒を受けた台湾総督府が、総務長官名で島内各地方長官に対して同趣旨の「公的葬祭の執行方に関する件」を發し、「従来戦歿者等の市街庄葬慰霊祭其他公的葬祭の執行方往々区々に渉る」が、「皇国古来の国礼国式たる神式に依つて厳修すべきもの」であるから、「万已むを得ざる場合の外

総べて神式を以て執行せしめられ度」と懲慙したことによつて、現地各宗（古義真言宗・真宗大谷派・臨濟宗妙心寺派・淨土宗・日蓮宗・真宗本願寺派・曹洞宗）の仏教徒で構成される台北仏教聯合会が反發し、十四日に反駁の意見書を総督府等に提出したことから、公葬問題へと發展した。⁽²⁴⁾

台北仏教聯合会の反駁の要点は、①公葬と私葬を論ぜず故人生前の信仰や遺家族の宗教を尊重し、その意思に依るのが至当、②明治初年の実情に即し、已むを得ない除外例として便宜上府県社以下神職に当分の間許されてゐることを楯に取ることは不当で、神官・神職が葬儀を営むことは厳に慎むべき、③神式葬儀は「古来の国礼国式」と断定するのは歴史に照らせば「聊か過言」、④臣民の分において主催する公葬・慰霊祭について「皇室の御儀令」に倣ふが適当と考へるのは誤り、⑤信教の自由を冒し、家族制度の醇風美俗を乱すもので、先述した中澤見明の意見と共通する点が多々ある。これに対し、『皇国時報』の「春風秋雨」欄は、仏教団が「公葬国式」を「強制するは信教の自由を束縛するものと論じ、参列者の心境まで憂慮してゐるのは滑稽だ」と批判し、「皇軍の将兵は皆靖國神社に祀らるべき信仰を持つた軍人だから問題はないが、公私混濁の結果我国の国葬は信仰の自由を束縛した事になる。それよりも仏式合同葬なるものこそ各宗派の形式を一派に限定し非仏

教徒に対して多数決を以て仏式を強制するものである。国式は「宗派ではないよ」と斬り返し、『中外日報』にも「全国神職会より一矢」と評されてゐる。⁽²⁵⁾ 翻つていへば、仏教各宗の合同による反駁攻勢の圧力の大きさを窺はせるものであり、当該問題は結局、神式仏式併用といふ形で解決したが、かかる問題は「前後して全国各地で起つた同種問題の標本的一例」⁽²⁶⁾であつた。例へば内地の浅草でも同様の軋轢が生じてをり、浅草区遣外将士後援会では遺骨が半数なら遺族の意志によつて仏式もしくは神式、複数の場合は神式と決定したことに對し、浅草区仏教各宗同盟が反発してゐる。⁽²⁷⁾

五 通牒に對する神社界・神道界の反応

先述の通牒に對する神社界・神道界の反応も見ておかう。寛克彦に感化を受けた東京帝国大学卒業の法学士で、通信省官吏を経て京都の府社愛宕神社司となつた瀧本豊之輔は、仏教、特に禪にも造詣が深く、「惟ふに、日本族の葬儀は当然に神葬たるべし。これを本とす。此の本を守りて、此本を失はざれば、従として、仏葬儒葬耶葬其の他告別式の類をも採用すること何ぞ敢て拒まむ」と述べて縷々「はふりのわざ（神葬）」の本質を説き、附録「神葬の仕方」の中で「公葬の一例」として、皇典講究所・全国神職会

具体的な神式公葬の祭式次第を紹介してゐる。⁽²⁸⁾

また、国風会編輯部長の小野清秀は、「死者が仏教信者ならば、別に家庭に於て仏式追悼をやり、神道家なれば改めて神式を行ふといふことにして、町村葬の時は、神道式も仏教式も全廢し、古典に準じたる町村公葬式を制定し、それによつて統制的葬儀を執行するのが妥当であり、公格である」として、「其の式の要点は、戦死者は追つて靖國神社に合祀せらるる栄典を受くることもある故、式場の体裁とか、飾付け、供物等は、どうしても神式に近いものになるが、招魂祭の略式見たやうにするのが妥当である」と主張し、玉串や焼香では神式と仏式の争ひが起ころうため、「喪主一人が靈前に進みて最敬礼を為し、他は列席員一同起立最敬礼を行ふ」⁽²⁹⁾形式を提案してゐる。

さらに、惟神大道宣揚会理事の杉本政七は、「葬祭せらる、英靈は、応召せらる、と同時に国家の公人であり、戦死と共に皇国の永遠の守護神である」から、「公式の国礼国式」を以て葬祭を行ふことは当然で、その意義をよく解してゐない遺族たちが「自己の意志に依り葬祭を行はんとせらるゝは、深く同情すべき点もあるが」、かかる弊風は「祭祀復古の御聖旨」に鑑み早く是正せらるべきで、「公式の国礼国式に依る葬祭を挙行するには、曩に皇典講究所、全国神職会より発表提示せられたる方法に依ることを最も

「至当」として、「然るに宗教家や其信徒が反つて対立的感情を誘発せんとするが如き態度は時局に鑑み俱に慎むべき」と主張した。⁽³⁰⁾杉本は、一条実孝をはじめ、神社界や教派神道に係る諸名士に声をかけて「公葬祭期成会」を組織し、十二月十八日には神田一ツ橋教育会館にて協議会を開催して決議を行ひ、「皇国の祭祀礼典」による公葬を求めため、貴衆両院へ建議すべく案を作成したが、『中外日報』に扱れば、その後あまり氣勢が揚がらず、逆に仏教聯合会による「全国仏式公葬の統一」を図る動きが報じられてゐる。⁽³¹⁾

なほ、内務省神社局では、恐らく考証課（宮地直一課長）のもと、葬祭に関する調査・研究を進めてをり、関係論文や資料を蒐集の上、昭和十二年十一月には『喪儀式（案）』が作成されてゐる。⁽³²⁾この『喪儀式（案）』の「喪儀式立案要旨」には、「民間一般ニ於テハ大教院ノ葬祭略式刊行以來既ニ六十年ヲ經過シ時勢ノ変遷サルニ拘ラズ未ダ喪儀式ノ編修ヲ見ザルハ一大欠点ナリトス依テ此ノ欠点ヲ補ハムガ為ニ諸書ヲ参考シテ本儀式ヲ起草ス」とあり、①「初終ノ儀」、②「斂棺ノ儀」、③「毎日奠饌ノ儀」、④「墓所地鎮祭及墓所祓除ノ儀」、⑤「移靈祭ノ儀」、⑥「発棺祭ノ儀」、⑦「発棺後祓除ノ儀」、⑧「葬場祭ノ儀」、⑨「帰家祭ノ儀」、⑩「毎十日祭ノ儀」、⑪「忌明け後祓除ノ儀」、⑫

「百日祭ノ儀」、⑬「一年祭ノ儀」について、それぞれ「提要」と次第が記されてゐるが、「葬場祭ノ儀」については、明確に皇典講究所・全国神職会による「葬場祭次第」をもとにしてゐることが窺へ、細部を若干修正した内容となつてゐる。

次に浄土真宗の勢力が非常に強く、当時「仏教国」とも言はれた富山県における神職の意見を、同県神職会機関誌『神社』から見てみよう。同誌は、民社神職の立場から全国神職会に対しても齒に衣着せぬ痛烈な批判を繰り返してきた郷社神明宮社司の高野義太郎（清鄰）の編輯によるもので、地方神職会機関誌の中でも独自の位置を占めてゐる。

「一會員」の「殉国勇士を葬るの道」では、「富山市が殉国勇士を葬るに国礼国式を以てするといふ風説に対して、県の仏教聯合会か何かが抗議したことが大々的に報ぜられたといふ」と書き起こし、江戸幕府のキリスト教政策によつて仏葬隆盛となつた歴史を繕きつつ、「靖國の神靈として鎮祭せらるべき殉国勇士を葬るには、国礼国式を以てすべきであるのみならず、一般の国民を真に葬らんとせば国礼国式を以てすべきこと」を論じてゐる。⁽³³⁾

また、高野清鄰その人も、「富山県のは浄土真宗が勢力があるからとて導師は真宗で各宗混淆の合同的公葬であると伝聞して居る。葬儀として各宗合同葬なんものが果し

て英霊に対して意義を為すものであらうか、これ実に信教の自由を冒瀆するものではあるまいか」と述べ、「皇典講究所長全国神職会長連名の公葬に関する依頼状は条理を尽した文面ではあつたが、却つて仏教界を刺激して、抗争的に仏教各宗合同の公葬の執行を見るに至つたとも見れば見られるのである。第三者から見ると葬儀を営業上の競争の様に感ぜらるゝ事は、各自の聖職に対して恥づべき次第である。又英霊に対し奉り一切の論争は避くべきものと信ずる」といふ鋭い指摘と痛烈な批判をしてゐる。⁽³⁴⁾さらに高野は、皮肉を籠めて次のやうに述べてゐる。つまり、日本政府の神社法規では神職葬儀不関与の原則は動かないため仏式公葬は当然で学説や議論も無用、また、「大國隆正の本教本学は世に容れられなかつた」ためにかうなつてゐるのであつて、場当たりに騒ぐ神職の認識には同意が出来ない、各宗僧侶から「国式国礼」公葬の請願があつて初めて神職が執行するのが順序であり、「對抗的」「喧嘩腰」に神式公葬を奨励する積極的運動や言論は慎むべきといふのである。

確かに当時、神式公葬論の中には、あくまで地方神職会（ここでは香川県）の問題と捉へて神式公葬の計画・実施を図るべき、といふ意見がある一方で、「不敬極まる僧輩」や「生長の家」に対する「迷信邪教は断乎これを禁止」な

どの過激な文言を使用し、「抑も成仏とかホトケと云ふ言葉そのもの、排除、是正から進んで行かねばならない。吾等の先祖はホトケではなく神なる事を深く認識し、常に先祖の神と一体となり死して又神となるものである事を良く知らしむべきである。神より出でたるものは神に返るべきが当然で、神に出て、仏に返るべきいはれない」などの極端かつ激越な絶叫調の主張も出て来てゐたのである。⁽³⁶⁾

しかし同時期、台湾神職会機関誌「敬慎」では、戦歿将兵の公葬祭問題に関し、「抑々神道人にもせよ宗教人にもせよ、理は理とし、非は非とせざるべからず。無理を通して快哉を叫ぶが如き態度は断じて執る可きに非ざるなり。されば両々心を平静にし、克く他言にも耳を傾け、自ら退きて己を省み、由て以て真理の探究に努めざる可からず」として、新聞雑誌等に散見する意見を蒐集の上、宗教家と神道家の意見を比較対照して読者の便宜を図る論考が掲載された。⁽³⁷⁾但し、この筆者（佐藤文窓）は、先述の佐伯有義「公葬祭に就て」（『皇国時報』第六四九号所載）を最も穩健な議論と捉へ、「附録」として転載してゐるほか、「死を「穢」とするは外来思想なり」、「葬礼は須らく自葬たるべし」との意見を持ち、宗教的形式の葬儀を批判してゐる。⁽³⁸⁾

また、依然として広島県村社白髭神社社掌中島固成のやうに、「町村が国式の礼を以て、死者を遇するのである。

是が公葬の本義である。それであるから、其死者の信仰する宗教がありて、其宗教の儀式を行はんとする場合、公葬の式後、都合によりては其場に於て、引続き執行してもよいのである。然るを国式を無視して、宗教の儀式のみを行ふが如きは、実に我国体に対する誠意を欠くものではなからうか」といふ神式公葬と他宗教式私葬の両立論もあつた。⁽³⁹⁾

六 昭和十三、十四年における公葬の実情

昭和十三年三月、真言宗豊山派前管長の富田敦純は、「聞く所に依れば東京市にては此度の支那事変の名譽の戦死者に対する区葬なるものが各区は其区限りにて勝手に定めて居ることである」と述べ、現在は「遺族の意志に依るもの十区」(天体仏式)、「仏式に依るもの九区」、「神式に依るもの三区」、「神式仏式を交替のもの一区」であつて、東京市の十九区は仏葬であるといふ現実を提示した上で、「元來我國の習慣に依れば神は穢れを嫌ひ給ふ」が故に「我國の神社に奉仕する神官は葬式を自ら行ふことが出来ぬもの」、明治十五年の内務省達で「府県社以下の神官は当分の間葬式を執行することを猶予されて居るまでである」ので「公葬を神式に依ると云ふ場合は立前から云へば天理教が金光教かに属して行はなければならぬこと、なる。夫を神社神道が直接に行はんとするは、我が国民のこの習

慣に反するのみならず、我国法の精神にも添はぬもの」と断じた。⁽⁴⁰⁾

かかる勝ち誇つた仏教者の言とは裏腹に、神社界では相も変はらず、「公葬又は之に類する葬儀は国礼国式に準拠し葬儀令を制定あらんことを全国神職會を通じて其筋に建議するの件」なる建議案が地方神職聯合會で提出・可決された上で、改めて全国神職會評議員會で可決する、といふことを繰り返すのみであつた。⁽⁴¹⁾但し、神習教管長の芳村忠明は、「支那事変發生の結果として所謂公葬問題、官国幣社奉仕の神職が、戦歿者の葬儀に關係すべき要望乃至神職が死亡満一ヶ年未滿の靈祭に關係する等の顯然たる事実を露呈し、現に宗教者の当然に享有する權務は假令何等の意なしとするも、随所に圧迫せられつつある事態ありと謂ふを得ざれば、其圧迫を感じつつある事實は之を蔽ふべくもなし」と述べつつ、「神職の葬儀靈祭に關する制度沿革抄」を纏めた。⁽⁴²⁾仏教界にすれば痛痒にも感じない程度であつた神社界の神式公葬運動も、教派神道の立場から見れば、また違つた視点で捉へられてゐたことが分かる。

國學院大學学長の河野省三は、支那事変といふ今次の時局について、「公式葬儀の神式採用には絶好の機會であり、又その特別の心づかひも有識者から力強く示されたに拘はず、戦歿英靈の葬儀は、日露戦役当時よりも、寧ろ仏式

が多くなつてゐる。之は神職と葬儀との関係が、理論的にも制度的にも慣習と民心とに即して解決されてゐないからである」と悲観的な現状分析をした上で、「神職が鳥居を出でて遠く活動し祭祀の奉仕から離れて葬儀を営み得るためには、儀式的、教化的方面に於いて、比較的自由に活動し得る所の宣教係とか、礼典部とか云ふやうな性質の職員職掌を設ける必要がある。府県社以下に在つても其の必要は可なり深いが、ともかく官国幣社に在つて、先づ此の辺の機構の融通性を考慮して然るべきであると思ふのである。或は又各地方の官庁、神職会、皇典講究分所に、適当な制度、機構の改善を加へて、之を設けるのも一方法であらうと考へる」と提起してゐる。⁽⁴³⁾つまり河野は、神社祭祀の奉仕とは明確に区別された「宣教係」「礼典部」構想を持つてをり、それは神式公葬の葬儀令制定といふよりは、「従軍神職」や「軍属祭官」へと繋がる方向性を有してゐた。

なほ、全国神職会では、「現下の重大時局に鑑み総合的神祇国策の遂行を期するため」、昭和十三年九月二十日、全国神職会館において各地方神職会代表者会を開催した。⁽⁴⁴⁾ここでは、同年五月開催の全国神職会評議員会で決議された事項の処理に関する件について協議し、特に重要な事項として、①神祇に関する特別官衙設置促進の件、②公葬又は之に類する葬儀は国礼国式に準拠し葬儀令を制定する

の件、③府県社以下神社の本殿遷座祭に幣帛神饌料を供進するの件、④招魂社に関する件、⑤海外神社に関する件、⑥国定教科書に神宮大麻に関する事項を掲載の件、⑦ラヂオを通じ毎朝神宮遥拝を行ふの件が挙げられ、これらの実現を図るため関係方面に委曲陳情することを申し合はせた。そして翌二十一日、地方聯合神職会代表は申し合はせに基づいて関係当局者を訪問したが、そのうち、①「神祇特別官衙の件」、②「公葬に関する件」、③「府県社以下神社本殿遷座祭に幣帛神饌料供進の件」の三件は、高松四郎・小林春一・長田伊織・武藤清文・鳥羽重節・藤巻正之・石上清治が内務省神社局長児玉九一に面会して内務大臣末次信正宛の建議書を提出し、委曲諒解を求め実現方を陳情した。かかる全国神職会の動きからすれば、「公葬に関する件」の実現に向けての比重はそれなりに高かつたといへよう。

上杉慎吉門下の法学者で國學院大學教授の澤田五郎による、「我々日本民族の生死観、靈魂観社会観を徹底的に思弁すれば、すべての人々の葬儀及靈祭が、神式でなければならぬといふことはとにかくとしても、我忠烈なる戦死者の葬儀及靈祭の如きは、常に神式でなければならぬといふ事理は此点からしても明白である。神道人はかうした具体的な問題に就ても常に明確なる觀念をもつて一般社会の忠

実なる指導者であらねばならぬ⁽⁴⁵⁾」との檄に応へるかのやうに、昭和十四年にも神社界では、「葬儀令制定の件」（軍人葬祭を国式に改めらるゝ、様其の筋に建議の件）が全国神職会評議員会で可決されたが、結局六月二十日、陳情ではなく、「皇典講究所と協議調査」として処理されてゐる⁽⁴⁶⁾。

これより先の六月八日には、大日本経国聯盟・惟神教団・天地会・神道本局・惟神大道宣揚会といふ神祇関係諸団体が、「公葬祭に関する請願」を国民精神総動員委員会委員長（大将）荒木貞夫、同中央連盟会長（官幣大社明治神宮宮司）有馬良橘宛に各々提出し、「今事変ニ於ケル戦死者ハ勿論其他ノ公葬祭ト雖トモ総テ皇国ノ祭式タル神祭ノ式ニ依リテ挙行シ以テ明治御一新ノ皇謨ヲ普ク国民ニ徹底セシメラレシコト」を請願した⁽⁴⁷⁾。しかしながら、この請願は国民精神総動員運動の中に取り上げられることは無かつた。

最後に、当時の地方神職にとつて、誠にシビアな「公葬」の現実を確認しておく。官幣中社金鑽神社宮司の金鑽俊雄は、自身の居住する埼玉県児玉郡における「軍人公葬の状況」を赤裸々に報告してゐる⁽⁴⁸⁾。同郡では、「満洲事变以来戦病死者の公葬はすべて神仏合同葬で執行されて来た」といひ、「式の次第は大体村当局と葬儀委員が参加して、修祓、斎主一拜、献饌、斎主葬場詞奏上、斎主玉串奉

奠祭員列拜、僧侶読経導師嘆徳文回向、主祭者祭文、玉串奉奠並焼香、遺族並親族玉串奉奠焼香、来賓並参列者玉串奉奠焼香、撒饌、斎主一拜といふ順序になつてゐる。大體神式の中に読経をはさんだ形式であるが玉串をあげ焼香するのを異式だとすれば異式であらうが、遺族も参列者もみなこの儀礼に満足して何ら疑はないのであるから、公葬の目的は達してゐるものといはねばならぬ」と述べてゐる。

斎主は如何なる場合でも郡神職支会長、副斎主は地元神職、参列神職数は六名、伶人は三名で一切無報酬にて奉仕し、また、導師は死者の菩提寺住職でその宗派の者七、八名参列、村内僧侶は陪列をなし（二十名を超すこともある）、「郡内には全村神葬祭のもの一、その他神葬祭の部落もあるが、公葬の場合はたとへ神葬祭の村でも僧侶の読経をもとめて郡仏教会と提携する例となつてゐる」といふ。

事変以来、いづれも郡の神職会と仏教会の合同形式で莊嚴嚴肅に行はれてをり、「神式のみで執行することは理想として結構であるが、葬儀を自己の生活の全部と考へてゐる現在の僧侶を相手に行ふ事は随分と教多くの摩擦が予期せられ、場合によつては神職僧侶の威嚴信頼をきずつくる事もあるので、地方地方の特殊の事情を参酌すべきであらうと思はれる」。勿論金鑽も、「国礼国式」に則る軍人公葬を理想としてゐるのだが、「農村に於ける僧侶の潜勢力は

あなどりがたいものがあつて、結局彼等の葬儀権宗教家としての立前を立て、やらぬと精神運動思想戦の第一線にたつべきわれ／＼の足許がくづれるおそれがある。護国の英霊に対しては各社会層相協力して国家総力戦にのぞむ場合、地方の事情に応じ神職僧侶の実力格式に応じ適宜相協力したかたちを具現することは肝要なこと」と指摘し、「すでに仏教は霊魂不滅家族加護の祖先崇拜をとり入れ、荒魂は墳墓にとゞまり和魂は家にとゞまることを首肯してゐる以上、護国の英霊は一つは仏壇にとゞまつて仏となり一つは靖國神社の荒魂宮に奉斎されて神としづまりまして神仏一如と観ることが出来る」といふ。地方によつては、斯くまで「葬式仏教」が地域社会の中で既得権益を得てゐたのである。

七 むすび

本稿では、昭和十二年の支那事変勃発前後に焦点を当てて戦死者慰霊・追悼・顕彰の儀礼形式をめぐる問題を再検討してきた。とりわけ、同事変を契機として発出された皇典講究所・全国神職会による神式公葬を希望する通牒をめぐつて、神社界・神道界や仏教界が斯様に多様な反応を示してゐたことはこれまで殆ど顧みられてゐなかつたといへる。また、通牒を以て現状を打開しようとしたのは神社界

であつたにも拘らず、「神社法規」（国法）としての明治十五年の内務省達乙第七号（神職葬儀不関与）に呪縛されて神式公葬の主張に迫力が無く、政府や各地方公共団体の殆どは公葬形式の神式画一化を行はず、捗々しい成果は挙げられなかつた。逆に反駁側となつた仏教界のカウンター攻撃の力の方が優つてゐたやうに見える。要するに、神職・神道人は、地域社会に染み込んだ既得権益としての「葬式仏教」の根強さを改めて思ひ知らされることとなつたのである。

昭和十三年九月、『皇国時報』誌上で「従軍神職問題も神職の葬儀干与といふ抑も明治初年以來の厄介な懸案が絡んで、今更又やかましい議論が蒸返されてゐるやうであるが、これではいつ纏まりが附くか分らぬ⁽⁴⁹⁾」と嘆息してゐるやうに、「従軍神職」或いは「軍属祭官」をめぐる問題は、公葬問題とも関はらざるを得ない厄介なものであつた。しかしながら、同十四年に入ると、従軍神職問題をはじめ、招魂社制度の整備問題、忠霊塔問題といふ戦死者慰霊・追悼・顕彰の儀礼形式に直接係はるもの、さらには神祇院設立問題など、神社界にとつての重大な諸問題がそれぞれ佳境を迎へることとなる⁽⁵⁰⁾。そんな中で「英霊公葬問題」は、昭和十六年の大東亜戦争開戦前後から、神職・神道人のみならず、新たに葦津珍彦のいふ「右翼在野神道」⁽⁵¹⁾の担ひ手

たちも加はつて、より本格的な「英霊公葬運動」が展開されるとともに、激しい「神仏抗争」も勃発することとなるが、これについては別稿にて詳論したいと考へてゐる。

註

(1) 『特高月報 昭和十六年六月分』(内務省警保局保安課)「所謂神仏抗争問題の状況」、内務省警保局編『復刻版社会運動の状況 13 昭和十六年』(三一書房、昭和四十七年)「所謂神仏抗争問題の状況」、「英霊公葬問題」(内務省警保局保安課、昭和十八年四月八日、「資料日本現代史 6 国家主義運動」大月書店、昭和五十六年に所収)、『思想情報』第四五号(文部省教学局、昭和十八年七月一日)「英霊公葬問題」、「戦前における右翼団体の状況 下巻(その二)」(公安調査庁、昭和四十二年)「祭政一致協賛運動」、中濃教篤「公葬形式をめぐる神仏の抗争—靖国神社国営化問題に関連して—」(『現代宗教研究』第九号、昭和五十年)、同「総論」(中濃教篤編『講座 日本近代と仏教 6 戦時下の仏教』国書刊行会、昭和五十二年)、神社新報社編(西田廣義)『増補改訂 近代神社神道史』(神社新報社、昭和六十一年)「英霊公葬問題」、赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』(校倉書房、昭和六十一年)、中西直樹「戦時体制下の「神仏対立」—「英霊」の公葬をめぐる—」(『福嶋寛隆監修『戦時教学と真宗』第一卷、永田文昌堂、昭和六十三年)、長友安隆「戦時下神道界の—様相—従軍神職と英霊公葬運動を中心として—」(『明治聖徳記念学会紀要』

復刊第三四号、平成十三年)、粟津賢太「戦没者慰霊と集会的記憶—忠魂・忠霊をめぐる言説と忠霊公葬運動を中心に—」(『日本史研究』第五〇一号、平成十六年)、拙稿「近代神職の葬儀関与をめぐる論議と仏式公葬批判」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第八号、平成二十六年)、同「英霊公葬問題と神職 其の壹」(『神社新報』第三二二三、三二二四、三二二五号、平成二十六年八月十一日、十八日、二十五日)を参照。

(2) 『全国神職会主催の第一回神職講習会開かる』(『皇國時報』第五二二号、昭和九年三月十一日)。

(3) 石田馨述「時局と神社」(財団法人全国神職会、昭和九年)三〜七頁。

(4) 「有馬宮司の国葬関与と内務省の大失態!? 之を機に捲起された官国幣社職員葬儀不関与撤廃運動白熱化す」(『中外日報』第一〇四五六号、昭和九年六月三十日)、「宮司葬儀関与問題(続報) 全国神職会其他団体が悪法(?) 撤廃の猛運動 全国に飛激して輿論喚起に努む」(『中外日報』第一〇四七三三号、昭和九年七月二十日)。なほ、「神職と葬儀—神社祭祀と葬儀とは果して本質的に相一致すべきか—」(『皇國時報』第五三五号、昭和九年八月一日)を書いて異論を呈した皇典講究所主事二宮正彰は、「戦場に於いて戦死者に対する取扱方法、戦場より原隊まで遺骨の帰還に関する取扱方法、及原隊に帰還してから靖国神社に合祀せらる、までの慰霊の方法等一切」や「各師団聯隊及鎮守府の現役及在郷軍人にして死亡したもの、遺族から委嘱されたもの、葬儀」に関与する「軍属祭官」を神社神職とは別個に設けるべきこと

を提案してゐる（「軍属祭官々制の必要を論ず」、『皇国時報』第五三〇号、昭和九年九月二十一日）。また、教派神道の「神道」（神道本局）管長神崎一作は、「国家の礼典」であらうが「個人の葬式」であらうが、神葬式は「宗教の儀礼」であるとして、「目下論ぜられつゝ、ある明治十五年の内務省布達撤廢の精神を以てすれば精神的であるべき人生の重要儀礼を信仰信念を外にして執り行ふこと、なり、而してその神葬式なるものは唯物思想普及に拍車をかけ人文の進歩を逆転せしむるものと謂ふの外はない。兎も角これも亦神社の本質問題が解決せられぬい副産物と謂ふべきであらう」と述べてゐる（「神社奉仕者と葬儀」その宗教關係に就いて―、『皇国時報』第五四四号、昭和九年十一月一日）。

(5) 「北陸四県神職聯合總會」（『皇国時報』第五二五号、昭和九年四月二十一日）、「中州九県神職聯合總會」（『皇国時報』第五二六号、昭和九年五月一日）、「中部五県聯合神職會」（『皇国時報』第五二八号、昭和九年五月二十一日）、「樺太北海道並東北神職聯合總會開かる」（『皇国時報』第五四一号、昭和九年十月一日）。

(6) 「神仏は本、是れ一なり」兩者提携して靖國會組織か先づ春秋二期靖國神社で仏教様式の祭典を執行」（『中外日報』第一〇五四七号、昭和九年十月十六日）、「靖國神社に於ける仏教様式の祭典執行に 各宗有志が全幅の賛意を、その達成に向つて努力」（『中外日報』第一〇五五一号、昭和九年十月二十一日）、「賀茂百樹」僧侶の参拝云々に就いて・葦津耕次郎「私の信仰と希望」（『皇国時報』第五四五号、昭和九年十一月十一日）、渋川生「春

風秋雨」・郷嘉郎「神社信仰と仏教」（『皇国時報』第五四八号、昭和九年十二月十一日）、「仏教管長参拝問題は神祇御鎮祭詔書に反す」と安藤氏の反対論」（『中外日報』第一〇五九七号、昭和九年十二月十六日）、「賀茂百樹」再び仏教徒参拝問題に就いて論ず」・宮西惟助「靖國神社と仏式供養」・葦津耕次郎「呈神官神職」・渋川生「猿芝居観・乞食論を讀みて」（『皇国時報』第五四九号、昭和九年十二月二十一日）、「仏教各派の代表者、靖國神社・明治神宮に参拝」（『皇国時報』第五六三号、昭和九年五月十一日）、「葦津珍彦」一神道人の生涯―高山昇先生を回想して―（東伏見稲荷神社事務所、平成四年）九六―一〇二頁などを参照。

(7) 前掲赤澤史朗「近代日本の思想動員と宗教統制」二〇三、二〇四頁。

(8) 前掲賀茂百樹「僧侶の参拝云々に就いて」、前掲葦津耕次郎「私の信仰と希望」。拙稿「国家神道と靖國神社に關する一考察」神社行政統一の挫折と賀茂百樹の言説をめぐつて―（『國學院大學研究開發推進センター研究紀要』第一号、平成十九年）を参照。

(9) 西矢貴文「靖國神社僧侶参拝問題に關する一考察」（『神道史研究』第五八卷第一号、平成二十二年）。

(10) 「全神評議員会で可決された地方神職団体提出の建議案」（『皇国時報』第五六五号、昭和十年六月一日）、「全国神職會評議員会で可決された地方神職団体提出の建議案」（『皇国時報』第六〇一号、昭和十一年六月一日）、「関東一府七県神職団体聯合會」（『皇国時報』第六一六号、昭和十一年十一月一日）、「九州沖縄各県神職聯合總會」

- 『皇国時報』第六三三号、昭和十二年四月二十一日）、
 「全国神職会評議員会で可決された地方神職団体提出の
 建議案」（『皇国時報』第六三七号、昭和十二年六月一日）。
- (11) 『皇国時報』第六四二、六四三、六四四号（昭和十二年
 七月二十一日、八月一日、八月十一日）。事変における
 神社界の動きについては、小川原正道「日本の戦争と宗
 教 一八九九—一九四五」（講談社、平成二十六年）一
 二五—一三三頁で若干触れられてゐる。
- (12) 渋谷生「春風秋雨」・入江生「編輯余言」（『皇国時報』
 第六四五号、昭和十二年八月二十一日）。
- (13) 渋谷生「春風秋雨」（『皇国時報』第六四六号、昭和十二
 年九月一日）。
- (14) 小室徳「戦死者の公葬に就いて」（『皇国時報』第六四六
 号、昭和十二年九月一日）。
- (15) 「神社神職を総動員し銃後活動の強化徹底に邁進」（『皇
 国時報』第六四七号、昭和十二年九月十一日）。
- (16) 「皇軍将兵戦歿者に対する公葬は神式により厳修せられ
 たし」（『皇国時報』第六四八号、昭和十二年九月二十一
 日）、「葬場祭詞案」（『葬場祭詞例文』（『皇国時報』
 第六五〇号、昭和十二年十月十一日）。これらは、「彙報
 戦死者の公葬・慰霊祭と神式」（『國學院雜誌』第四三卷
 第一〇号、昭和十二年十月一日）をはじめ、香川県神職
 会機関誌「神道時報」第九七号（昭和十二年十月一日）
 や鹿児島県神職会機関誌「惟神」第七六号（昭和十二年
 十月十日）、朝鮮神職会機関誌「とりゐ」第八卷第八号、
 昭和十三年八月一日）、佐藤三郎編著『新釈戦時雑祭祝
 詞集』（明文社、昭和十二年）八四—九九頁、平岡好文
- 『典故考証現行实例雑祭式典範』（京文社、昭和十三年、
 改訂八版、昭和十九年）四〇五—四一七頁などに転載さ
 れてゐる。また、長野県神社協会で、「公葬を国礼国
 式にて行ふ様本会より各市町村長に通牒せられたしとの
 希望もありましたので、近く本県下各市町村長に対し本
 会より書状に意見書を添へて発状することに致したい」
 と記されてゐる（「戦病死軍人の公葬について」、『長野
 県神社協会報』第一四九号、昭和十二年十一月三十日）。
- (17) 「公葬の様式問題再燃 神職欠乏の地は退役軍人を祭主
 に」（『中外日報』第一一四二二号、昭和十二年九月十五
 日）、「皇室葬儀令に準拠し戦歿者葬儀令制定」（『中外日
 報』第一一四二三号、昭和十二年九月十六日）、「国礼国
 式に準拠する葬場祭並に慰霊祭標準」（『中外日報』第一
 一四二六号、昭和十二年九月十九日）。
- (18) 中澤見明「神式公葬の建議に就いて（上）（中）（下）」
 （『中外日報』第一一四三三—一四三五号、昭和十二年
 九月二十九日—十月一日）。この論考は、同「神祇の時
 代の変化」（文化時報社、昭和十二年）の附録として掲
 載されてゐる。
- (19) 「祈禱と葬式と宗教」（『六大新報』第一一七一号、大正
 十五年六月）。
- (20) 内海正名「戦死者を愚弄すな」（『中外日報』第一一四二
 六号、昭和十二年九月十九日）、「神式公葬執行強制は信
 教の自由束縛だ 岐阜県知事と各市町村に 大派高山教
 区が意見書提出」（『中外日報』第一一四四〇号、昭和十
 二年十月七日）、「戦死者公葬問題 地方の状況に依じて
 申し合せ 京都府下仏教団会議」（『中外日報』第一一四

四九号、昭和十二年十月十七日）、「英霊公葬に天理教遺族の意志を尊重する京都府の自由な立場 神式統一のデマを一層」（『中外日報』第一一四五〇号、昭和十二年十月十九日）、「戦死者遺族連署で公葬仏式執行陳情 大垣市に提出」（『中外日報』第一一四六〇号、昭和十二年十月三十日）、「広島県の公葬問題 仏教国的解決成る部長、公文をサラリと神仏自由に解釈」（『中外日報』第一一五二一号、昭和十三年一月十八日）。

(21) 佐伯有義「公葬祭に就て」（『皇国時報』第六四九号、昭和十二年十月一日）。

(22) 「戦歿将兵の慰霊祭執行に關し全神より地方団体に通牒」（『皇国時報』第六五〇号、昭和十二年十月十一日）。

(23) 「現下の重大事局に善処すべく斯界喫緊の方途を講ず」（『皇国時報』第六五二号、昭和十二年十一月一日）、「会員五百余名参列の上 東北聯合神職会総会」（『皇国時報』第六五三号、昭和十二年十一月十一日）。

(24) 「総督府の皇民化運動 公葬慰霊祭の神式執行命令 全島的に一大センセーション 台湾各宗仏教徒一齊に反対」（『中外日報』第二一四五四号、昭和十二年十月二十三日）、「台湾総督府で神式公葬祭執行を従憑 島内各地方長官宛通牒を發す」（『皇国時報』第六五二号、昭和十二年十一月一日）、佐藤文窓「戦歿将兵の公葬祭に關する所見」（『敬慎』第十一卷第一号、昭和十三年三月二十日）、「台湾に於ける公葬問題」（『宗教年鑑』昭和十四年度版）有光社、昭和十四年。前掲中濃教篤「総論」。

(25) 澁川「春風秋雨」（『皇国時報』第六五二号、昭和十二年十一月一日）、「台湾仏教団の公葬反対に全国神職会より

一矢、仏式こそ多数決の強制だ。機関誌を通じ意志表示」（『中外日報』第一一四六三号、昭和十二年十一月三日）。

(26) 前掲「台湾に於ける公葬問題」五三頁。

(27) 「宗教界」（『読売新聞』昭和十二年十一月十四日夕刊）。

(28) 瀧本豊之輔「はふりのわざー神葬の原理と仕方ー」（大日本彌栄会、昭和十二年）九、五九、七六頁。夏目隆文編「神社人異色鑑」（中外日報社出版部、昭和十一年）六七、七〇頁を参照。

(29) 小野清秀「国家総動員」（国風会、昭和十二年）二二〇、二二一頁。

(30) 杉本政七「思想線上より見たる公葬祭の執行について」（『皇国時報』第六五三号、昭和十二年十一月十一日）。

(31) 「戦死将兵の公葬は皇国の祭祀礼典で挙行 公葬祭期成会が貴衆両院へ建議」（『中外日報』第一一五〇一号、昭和十二年十二月十九日）、「仏式公葬の統制 各所の実例に鑑み仏聯が乗り出す」・「氣勢揚らぬ公葬祭期成会懇談会」（『中外日報』第一一五〇二号、昭和十二年十二月二十一日）。

(32) 「昭和九年八月起 葬儀ニ関スル件」『葬祭式関係書目』昭和十二年十一月 喪儀式（案）（神社本庁所蔵「神祇院関係資料」）。

(33) 一會員「殉国勇士を葬るの道」（『神社』第四卷第十二号、昭和十二年十二月十日）。

(34) 清鄰生「公葬に就いて」（『神社』第五卷第二号、昭和十三年二月十日）。

(35) 学思草堂主人「支那事变殉国の忠霊慰安の祀典を修めよ 敢て郡市神職会に望む」（『神道時報』第一〇一号、昭和

- (43) 昭和三十二年五月一日)。
- (42) 河野省三「時局と神社の問題」〔『皇国時報』第六七〇号、昭和三十二年五月一日)。
- (41) 「九州各県神職聯合会総会」〔『皇国時報』第六六九号、昭和三十二年四月二十一日)、「全国神職会評議員会で可決された地方神職団体提出議案」〔『皇国時報』第六七三号、昭和三十二年六月一日)。
- (40) 富田敦純「公葬問題」〔『六大新報』第一七六〇号、昭和三十二年三月)。
- (39) 中島固成『神道葬祭宝典』(会通社、昭和三十二年)五頁。
- (38) 溝口駒造「神職葬儀問題の消極論を疑ふ」〔『皇国時報』第五三四号、昭和三十二年七月二十一日)にも「上古往代には、厳しき神の前にも多く死穢・血穢を意としなかつた」と述べられてゐる。
- (37) 前掲佐藤文彦「戦歿将兵の公葬祭に関する所見」。同論考が掲載された『敬慎』第十一卷第一号(昭和三十二年三月二十日)には、「皇后陛下御歌 戦死者の公葬に奉唱本居長豫氏苦心の謹作曲 神職会より献上」なる記事も載つた。また『敬慎』には、「台北稻荷の社頭より」と附記された高田生「公葬の神式に感激して累代の仏壇を撤去し翻然と固有の神道式に改霊祭祀す」〔『敬慎』第十二卷第三号、昭和三十二年六月十日)といふ論考も掲載された。
- (44) 「斯界喫緊の諸問題に関し解決実現の方途を講ず 全国神職会で地方神職会代表会」〔『皇国時報』第六八五号、昭和三十二年十月一日)、「公葬儀令の制定や神祇国策の総合的確立期す 全神が政府に具現猛運動 地方神職団体代表者会で決る」〔『中外日報』第一一七二九号、昭和三十二年九月二十二日)。
- (45) 澤田五郎「靖國神社臨時大祭を機としての二三の管見」〔『皇国時報』第六八八号、昭和三十二年十一月一日)。
- (46) 「神祇国策の遂行には權威ある特別官衙の設置 地方神職団体提出議案」〔『皇国時報』第七〇九号、昭和三十二年六月一日)、「神祇特官問題協議 全国神職会理事会」〔『皇国時報』第七一二号、昭和三十二年七月一日)。
- (47) 「公葬祭は須く神式に依り明治御一新の皇謨を徹底すべし 神祇関係諸団体が精勵當局に請願」〔『皇国時報』第七一一号、昭和三十二年六月二十一日)。
- (48) 金鑽俊雄「地方に於ける軍人公葬に就て」〔『皇国時報』第六九一号、昭和三十二年十二月一日)。
- (49) 「春風秋雨」〔『皇国時報』第六八四号、昭和三十二年九月二十一日)。
- (50) 大原康男「忠魂碑の研究」(暁書房、昭和五十九年)、阪本是丸「国家神道形成過程の研究」(岩波書店、平成六年)、前掲長友安隆「戦時下神道界の一樣相」、前掲粟津賢太「戦没者慰霊と集会的記憶」などを参照。
- (51) 華津珍彦著・阪本是丸註「国家神道とは何だったのか」(神社新報社、昭和六十二年、新版平成十八年)を参照。
- (國學院大學人間開発学部准教授)